

65歳以上（第1号被保険者）の介護保険料低所得者軽減強化について

令和元年10月に行われる消費税の引き上げに伴い、平成27年度より行っていた低所得者保険料軽減を令和元年度保険料より強化いたします。

今回の軽減対象は、住民税非課税世帯（所得段階第1段階から第3段階）のかたで、下記の表のとおりとなります。

なお、住民税課税世帯（所得段階第4段階から第9段階）のかたは、保険料額に変更はありません。



所得段階	対象者	負担割合		年額 (月額)	軽減額
		変更前	変更後		
第1段階	・生活保護を受けているかた ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けているかた ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下のかた	変更前	基準額 ×0.45	28,620円 (2,385円)	—
		変更後	基準額 ×0.375	23,850円 (1,987.5円)	4,770円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下のかた	変更前	基準額 ×0.75	47,700円 (3,975円)	—
		変更後	基準額 ×0.625	39,750円 (3,312.5円)	7,950円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超のかた	変更前	基準額 ×0.75	47,700円 (3,975円)	—
		変更後	基準額 ×0.725	46,110円 (3,842.5円)	1,590円
第4段階	・世帯に住民税が課税されているかたがいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下のかた	基準額 ×0.90		57,240円 (4,770円)	—
第5段階	・世帯に住民税が課税されているかたがいるが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超のかた	基準額		63,600円 (5,300円)	—
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満のかた	基準額 ×1.20		76,320円 (6,360円)	—
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満のかた	基準額 ×1.30		82,680円 (6,890円)	—
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満のかた	基準額 ×1.50		95,400円 (7,950円)	—
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上のかた	基準額 ×1.70		108,120円 (9,010円)	—

- ・基準額…年額 63,600円（月額5,300円）
- ・老齢福祉年金…大正5年（1916年）4月1日以前に生まれたかたで、一定の要件を満たしているかたが受給している年金です。
- ・合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの控除をする前の金額です。

問合せ＝住民福祉課 保険年金係 ☎76-1366

里山を再生するために

団体の活動に参加してみる

里山で森づくりを行っている団体の活動に参加してみよう。埼玉県内には、会員を募集して里山再生や森づくりを行っている団体が多くあります。山での作業が初めてのかたでも参加できる団体もあります。

まずは、団体の活動に参加して、知識や技術の習得、仲間探しをしてみたいかたがでしょうか。

ホームページでボランティア団体の情報を調べよう

埼玉県のホームページに森林ボランティア団体の情報が掲載されています。ボランティア団体専用ホームページへのリンク先もありますのでぜひ活用ください。



埼玉県 HP QRコード

NPO 特定非営利活動法人

埼玉森林サポータークラブ

個人・団体に森林づくりに意欲のあるかたなら、どなたでもご参加いただけます。

初心者のかたでも、技術指導や基礎知識などの研修が受けられますのでお気軽にご入会ください。



埼玉森林サポータークラブQRコード

活動場所＝埼玉県内

会 員＝約170名

活動内容＝植樹、下草刈り、枝打ち、間伐、落ち葉掃きなど ※入会金・年会費あり

問合せ＝NPO法人 埼玉森林サポータークラブ

☎048-814-2770

（月・水・金 午前10時～午後5時）

補助事業などを活用する

埼玉県では、「県民参加による森づくり」を推進するため、森林ボランティアの皆さんへの支援を行っています。

「森林ボランティア育成事業」

事業実施要件

① 育成に対する支援

これから森林ボランティアとして活動しようとする皆さまに、活動に必要な道具の購入や知識・技術の習得に係る費用などを支援します。

対象期間 1年目

補助金額 25万円/年以内

② 活動に対する支援

森林ボランティア活動に取り組みたい皆さまに、継続して活動するために必要な費用などを支援します。

対象期間 2～5年目

補助金額 10万円/年以内

①、② 共通事項

対象事業主体 民間非営利団体

（NPO法人も対象です）

要件 1

・活動の拠点が埼玉県内
・名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計などについて規約などで規定され、適正な運営が行われることが確実な団体

森林ボランティア Q&A

Q1 森づくりのイベントの中でピザを焼くのでピザ釜を購入したい。

A1 森づくり活動に直接関係のない備品や消耗品の購入は認められません。

Q2 この事業で草刈り機を購入したので、事業で使用しない時に田んぼの草刈りにも使いたい。

A2 この事業で購入したものは、事業とは関係のない目的で使用することはできません。

Q3 草刈り作業を昼まで行うので会員に弁当を用意したい。

A3 飲食に係わるものは原則対象外です。しかし、作業中の熱中症を予防するための飲料は認めています。

※詳しくは、お問い合わせください。

問合せ＝埼玉県寄居林業事務所

林業支援担当

☎048-581-0123

